

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医療機関の指定の辞退  
保険医の登録の抹消  
土地改良区の役員の就任  
土地改良区の役員の就退任(三件)  
土地改良区の役員の住所の変更
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 正 誤 昭和五十九年五月鳥取県告示第三百六十六号中訂正

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中「湯所町第一団地」鳥取市材木町

を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| 湯所町第一団地 | 二〇 | 一〇、九〇〇円 |
|---------|----|---------|

を削る。

別表の第二種県営住宅の表中

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| 湯所町第三団地 | 三四 | 一六、五〇〇円 |
|---------|----|---------|

を「湯所町第三団地 一八 六、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表の第一種県営住宅の項中

|         |     |
|---------|-----|
| 湯所町第一団地 | 一〇、 |
|---------|-----|

「二〇〇円」を削る。

告 示

鳥取県告示第三百九十八号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 次

| 名 称   | 所 在 地      | 辞退の効力発生日    |
|-------|------------|-------------|
| 数内 医院 | 境港市外江町三五四七 | 昭和五十九年五月十三日 |

鳥取県告示第三百九十九号

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 次

| 氏 名   | 登録の記号及び番号 | 登録の抹消の年月日   |
|-------|-----------|-------------|
| 松尾 逸士 | 鳥医第一、四三二号 | 昭和五十九年五月十三日 |

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 山崎周作  | 岩美郡岩美町大字長谷八六五 |
| 〃  | 足立勝己  | 大字真名六七        |
| 〃  | 大森博   | 大字馬場一一三       |
| 〃  | 中島義規  | 大字岩井五三二一      |
| 〃  | 山下節   | 大字相山七七        |
| 〃  | 中島武雄  | 大字岩井五七四       |
| 〃  | 山口哲   | 大字真名八三一二      |
| 〃  | 中村勲   | 大字長谷八〇九       |
| 〃  | 賀山勲   | 大字白地三一六       |
| 〃  | 山本豊   | 一四九           |
| 〃  | 小林太郎  | 大字相山九九        |
| 〃  | 田村重郎  | 大字馬場九二        |
| 〃  | 岡本和太郎 | 大字白地五二一       |
| 監事 | 高垣好二  | 大字長谷七〇〇       |
| 〃  | 小椋幹雄  | 大字岩井六三七       |

昭和五十八年五月三十一日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 亀山大吉  | 西伯郡淀江町大字淀江九〇七 |
| 〃  | 林原四郎  | 五二三           |
| 〃  | 池口幸揚  | 大字西原七二九       |
| 〃  | 吉岡要二郎 | 五二四           |
| 〃  | 長谷川周一 | 大字稻吉九三        |
| 〃  | 砂口吉弘  | 七一            |
| 〃  | 山根研次  | 八八            |
| 〃  | 砂口稻男  | 六五            |
| 〃  | 野坂隆彦  | 大字西尾原一〇八一     |
| 〃  | 松本高資  | 大字小波一二三九      |
| 〃  | 松原邪博  | 大字福頼二七三       |
| 〃  | 平林茂   | 大字小波一一二       |

赤木 齊 大字平岡二八  
 小林 哲郎 米子市泉六一九  
 渡辺 豊 四六八  
 高島 耕一 西伯郡淀江町大字淀江八二二  
 大村 正年 大字中間六四〇

昭和三十七年三月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所  
 理事 龜山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七  
 林原 四郎 五二三  
 池口 幸揚 大字西原七二九  
 吉岡 要二郎 六一〇  
 長谷川 周一 大字稻吉九三  
 砂口 吉弘 七一  
 山根 研次 八八  
 田中 義雄 大字平岡二〇七  
 湊 秀雄 大字淀江四八九  
 小前 茂夫 大字小波九四三  
 米山 正 八六七  
 平林 茂 一一二  
 山根 淳 大字富繁一三  
 松原 成美 大字福頼二九二  
 渡辺 豊 米子市泉四六八  
 齊藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七

大村 正年 大字中間六四〇  
 昭和五十七年三月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四天寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 徳明 倉吉市大谷六六五十三  
 坂根 国之 七一四一一  
 前田 健治 上神四一三一一  
 田中 勇 不入岡一四四  
 熊谷 弘 寺谷二七五  
 藤井 保雄 大谷八六八  
 山根 幸男 北面一七一  
 山本 利景 大谷五三四  
 藤井 博幸 八六八  
 福光 慈道 北面一五二一一  
 塚根 利雄 寺谷四四三一一

昭和三十九年四月二十一日退任

|       |        |
|-------|--------|
| 山崎 洋次 | 上神八六六  |
| 伊藤 博則 | 八四七    |
| 福田 武雄 | 寺谷三五〇一 |
| 谷口 幸夫 | 大谷一一七七 |

就任した役員の名及び住所

|           |           |
|-----------|-----------|
| 理事 佐々木 徳明 | 倉吉市大谷六六一三 |
| 坂根 国之     | 七一四一一     |
| 前田 健治     | 上神四一三一    |
| 田中 勇      | 不入岡一四四    |
| 福田 武雄     | 寺谷三五〇一    |
| 山脇 辰夫     | 不入岡七二七    |
| 河野 久夫     | 大谷八六九     |
| 山根 幸男     | 北面一七一     |
| 山本 利景     | 大谷五三四     |
| 藤井 博幸     | 八六八       |
| 福光 慈道     | 北面一五二一一   |
| 塚根 利雄     | 寺谷四四三一    |
| 山崎 洋次     | 上神八六六     |
| 伊藤 博則     | 八四七       |
| 熊谷 弘      | 寺谷二七五     |
| 谷口 幸夫     | 大谷一一七七    |

昭和五十九年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

|          |               |
|----------|---------------|
| 理事 山崎 周作 | 岩美郡岩美町大字長谷八六五 |
| 足立 勝己    | 大字真名六七        |
| 大森 博     | 大字馬場一一三       |
| 中島 義規    | 大字岩井五三一       |
| 山下 節     | 大字相山七七        |
| 中島 武雄    | 大字岩井五七七       |
| 山口 哲     | 大字真名八三一二      |
| 中村 勲     | 大字長谷八〇九       |
| 賀山 勲     | 大字白地三一六       |
| 山本 豊     | 一四九           |
| 小林 太郎    | 大字相山九九        |
| 田村 重郎    | 大字馬場九二        |
| 岡本 和太郎   | 大字白地五二一       |
| 高垣 好二    | 大字長谷七〇〇       |
| 小椋 幹雄    | 大字岩井六三七       |

昭和五十八年六月二十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事 山崎 周作 岩美郡岩美町大字長谷八六五

足立 勝己 大字真名六七

大森 博 大字馬場一一三

中島 義規 大字岩井五三一―

山下 節 大字相山七七

中島 武雄 大字岩井五七四

山口 哲 大字真名八三一―

中村 勲 大字長谷八〇九

賀山 勲 大字白地三一六

山本 豊 一四九

小林 太郎 大字相山九九

田村 重郎 大字馬場九二

監事 岡本 和太郎 大字白地五二一

高垣 好二 大字長谷七〇〇

小椋 幹雄 大字岩井六三七

昭和五十八年六月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員の名及び住所に変更を生じた

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|    |       |     |                |
|----|-------|-----|----------------|
| 理事 | 小林 太郎 | 変更前 | 岩美郡岩美町大字相山九九   |
|    |       | 変更後 | 岩美郡岩美町大字馬場二五二― |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四条）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

昭和五十九年五月十五日～同年十二月三十一日

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 政治団体の名称 <b>西尾義昭後援会</b><br>報告年月日 昭和59年4月2日   | 小計 745,158円<br>政治活動費<br>機関紙誌の発行 462,900円<br>その他の事業費<br>その他の事業費 462,900円<br>合計 1,208,058円 | 期間 昭和58年1月1日～同年12月31日<br>政治団体の名称 <b>杉原義人後援会</b><br>報告年月日 昭和59年4月2日 | 1 収入・支出の総額<br>(1) 収入総額 1,208,058円<br>ア 前年繰越額 0円<br>イ 本年収入額 1,208,058円<br>(2) 支出総額 1,208,058円<br>2 収入・支出の内訳<br>(1) 収入の内訳<br>寄附(内訳別掲)<br>個人からの寄附 1,208,058円<br>合計 1,208,058円<br>【寄附の内訳】<br>個人からの寄附<br>(寄附者の氏名)(金額)(住所)<br>西尾 義昭 1,208,058 鳥取市<br>(2) 支出の内訳<br>経常経費<br>人件費 195,000円<br>光熱水費 4,728円<br>備品・消耗品費 325,430円<br>事務所費 220,000円 | 政治団体の名称 <b>山口義行後援会</b><br>報告年月日 昭和59年4月10日<br>収入・支出の総額<br>1 収入総額 10,727円<br>(1) 前年繰越額 10,727円<br>(2) 本年収入額 0円<br>2 支出総額 0円 | 収入・支出の総額<br>1 収入総額 1,000円<br>(1) 前年繰越額 1,000円<br>(2) 本年収入額 0円<br>2 支出総額 0円 |
| 政治団体の名称 <b>前田宏後援会</b><br>報告年月日 昭和59年4月19日<br>収入・支出の総額<br>1 収入総額 10,000円<br>(1) 前年繰越額 10,000円<br>(2) 本年収入額 0円<br>2 支出総額 0円 | 正 誤  | 昭和五十九年五月鳥取県告示第三百六十六号(定期種畜検査の実施について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。            |  |  |  |
| 頁 八<br>段 上<br>議 米子市吉岡 西伯郡岸本町久古  | 正  |  |  |  |  |